

市立男女共同参画推進センター施設使用料の還付金算定誤りについて

市立男女共同参画推進センター(以下「ソレイユさがみ」)の利用において、総合情報システム(以下「Sネット」)により、利用申請を取り消した際に発生する施設使用料の還付金の算定に誤りがありましたのでお知らせします。

本件に関しまして、利用者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

1 事案概要

S ネットを利用したソレイユさがみの利用申請の取消しに伴う還付につきましては、相模原市立男女共同参画推進センター条例施行規則に基づき、システムに還付率を設定していません。

しかし、平成20年度にシステムの更新を行った際、還付率の設定を誤ったことにより、平成21年度以降、使用料の納付期日前に利用申請が取り消された場合において、本来、使用料の100パーセントを還付すべきところ、誤って80パーセント又は50パーセントの還付を行っていたものです。

2 算定誤りの期間

平成21年4月24日還付分から平成31年4月25日還付分まで

3 件数及び金額

件数 122件 (42団体・個人)

合計額 43,985円

(本来還付すべき額192,100円 - 既に還付している額148,115円)

(1件当たり 最低額70円、最高額 3,200円)

(1団体当たり 最低額90円、最高額 4,930円)

4 今後の対応

全ての対象者にお詫びの通知でお知らせするとともに、還付金の差額をお支払いする手続を進めてまいります。

5 再発防止策

システムの更新に当たっては、条例・規則等及び処理手順を十分確認するとともに、これらの内容がシステムに反映されていることをテスト操作等により複数人で確認します。

また、システムに対する理解を深めるための操作研修等を行ってまいります。

問合わせ先

人権・男女共同参画課 松上、眞柄

電話 042-769-8205